

宗像市学童保育所利用料金減額申請書

(生活保護世帯・非課税世帯・ひとり親世帯・多子世帯・被災等世帯・きょうだい児)

※いずれかの事由に1つ○を記入ください。併用はできません。

令和 年 月 日

赤間地区コミュニティ運営協議会会長 あて

利用料金減額の(開始・終了)を申請します。

赤間小学校学童保育所			
児童名	(新)学年	学年	
保護者名			
減額の(開始・終了)月	令和	年	月

【注意】

※減額事由を証明する書類として下記のいずれか1つを添付して下さい。添付がない場合は減額することできません。

◆生活保護世帯:「生活保護受給証明書」原本(生活支援課にて発行)

◆非課税世帯:「市県民税非課税証明書」原本(保護者全員分。税務課にて発行。夫婦でも代理人申請の場合は委任状が必要。1月1日時点の住所が宗像市以外の場合は、転入前の市町村にお尋ねください。)

◆ひとり親世帯:①「ひとり親家庭等医療証」(コピー) ②「児童扶養手当証書」(コピー)
③「戸籍謄本」(離別・死別の記載のあるもの。本籍地の市町村にて発行)
④「児童扶養手当現況届認定通知書」(コピー)
⑤「児童扶養手当認定通知書」(コピー)

◆多子世帯:「住民票」(該当児童が同居していることが分かるもの。市民課にて発行)または、「健康保険資格確認証」(同一世帯全員分のコピー)」

◆被災等世帯:(所得減少)収入減少月分(申請日から6カ月以内)および前年同月分の保護者全員の
収入がわかるもの

(被災)居住する家屋が半壊または全壊の被害を受けたこと(申請日から6カ月以内に
被災)が記載された被災(罹災)証明書

◆きょうだい児:「住民票」(該当児童が同居していることが分かるもの。市民課にて発行)または、「健康保険資格確認証」(同一世帯全員分のコピー)」

※マイナンバーカード、健康保険証はいずれの証明としても使えません。

※2人目からの申請はコピーで構いません。

※減額の開始月

【入所時から該当の場合】

入所月の末日までに申請をすれば入所月から減額します。入所月の末日までに申請をしない場合は、
申請月からの減額となります。

【月の途中から該当する場合】

該当する月の末日までに申請をすればその月から減額します。その月の末日までに申請をしない場合は、申請月からの減額となります。